

ステークホルダー合同コメント ～ビジネスと人権 NAP 公表にあたって～

ビジネスと人権に関する行動計画に係る
関係府省庁連絡会議 御中

令和 2 (2020) 年 11 月 9 日

ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会
ステークホルダー構成員一同

令和 2 (2020) 年 10 月 16 日、ビジネスと人権に関する行動計画（「**NAP**」）が公表されました。NAP 策定に係る作業部会ステークホルダー構成員（「**SH**」）一同は、公表に至るまでの政府関係府省庁、中でも外務省総合外交政策局人権人道課の取りまとめにおけるご尽力に敬意を表します。公表された NAP において、既存の政策について「ビジネスと人権」との関連が整理され、かつ「今後行っていく具体的措置」の担当府省庁が特定され明記されたことは、政府が「ビジネスと人権」に関する施策を、一貫性をもって推進するにあたって重要な出発点となるものとして歓迎いたします。

NAP は、国連指導原則に基づいて、国が人権に対する保護義務を果たし、人権への負の影響を防止、軽減、是正するための企業の責任ある行動を促し、救済へのアクセスを提供するための重要な政策文書です。NAP は既存の関連政策の整理にとどまるものではならず、国内外の企業活動が及ぼす人権への具体的な負の影響を継続的に評価し、既存の施策とのギャップを分析し、これに効果的に対処できるものである必要があります。

そのため、SH 一同は、これまで NAP に盛り込まれるべき内容について相互に議論を重ね、政府に対して、SH の意見が最低限一致する要請事項（「**SH 共通要請事項**」）を 2 回にわたり提出し、その内容を NAP に具体化して反映することを要請してきました（[第 1 共通要請事項](#)、[第 2 共通要請事項](#)）。別添資料（ビジネスと人権 NAP の「措置」における第 1・第 2 共通要請事項の反映状況）に示した通り、各 SH 共通要請事項の内容が一部反映されたとは言え、残念ながら SH としてはまだ十分に反映されているとは言い難く、関係府省庁と SH との意見交換において課題の共有化を図る必要があります。

NAP 策定は政府の行動の出発点です。NAP に基づく具体的な行動の実施にあたっては、負の影響とガバナンスギャップの継続的な評価・分析をふまえて、関係府省庁が連携して、国として一貫した措置をとる必要があります。これらの観点から、透明性・包摂性・実効性の担保された実施及びモニタリングのプロセスが重要となります。

この点について、NAP は「行動計画策定後速やかに、関係府省庁とステークホルダー¹との間の信頼関係に基づく継続的な対話（行動計画の実施状況の確認の機会を含む）を行うための仕組みを立ち上げる」と記載していますが、当該仕組みの具体的な内容は明確ではありません。また、関係府省庁連絡会議により、①実効的かつ持続可能なフォローアップ、②企業における人権デュー・ディリジェンスの導入につながる情報提供、③企業における人権デュー・ディリジェンスの推進状況の確認に関して、速やかに検討される旨が記述されていますが、これらの点についても具体的にステークホルダーとの対話によって進めていくことが必要です。

よって、SH 一同は、SH 第 2 共通要請事項に掲げた「ステークホルダー関与型の NAP 実施・モニタリング・改定の体制整備」の仕組みとしての具体化を要請します。SH は、これまでの NAP 策定プロ

¹本文書において、「ステークホルダー」は、必ずしも NAP 策定作業部会構成員（SH）に限らない、ビジネスと人権に関わる幅広いステークホルダーを指します。

セスを通じた意見調整の過程で、各所属組織内での対話、さらに組織間の対話を通じて相互理解を促進してきました。その結果、意見や立場の異なる SH が「ビジネスと人権」に関する施策の推進の必要性に関する共通認識の下で、共通要請事項という形で合意して提案文書を発表できたことは、他国の NAP 策定プロセスと比較しても独自の取組みであり、SH はこの取組の有用性を深く自覚した上で、今後とも、開かれた対話の継続を促進していきます。

特に新型コロナウイルスの感染拡大によって、企業活動が及ぼす人権への影響に変化が生じており、今後も変化が続く可能性があることを踏まえると、NAP 実施に当たって、ステークホルダーと継続的な対話を通じて、政府の対応を検討していただくことが重要です。

以上のとおり、SH 一同は、政府に対して、NAP の実施・モニタリング・改定のプロセスにおいて、指導原則を実質的及び効果的に実施するために SH 共通要請事項として明記した事項の反映を引き続き要請すると共に、これらのプロセスにステークホルダーが関与する開かれた包摂的な体制をより具体的に整備することを強く要請します。また、NAP が、国連指導原則に従い政府が具体的な行動をとるための極めて重要性の高い文書であることを踏まえ、政府内及び社会一般に対して、積極的、継続的かつ効果的に指導原則と NAP の啓発を行うことをあわせて要請します。

NAP 公表を踏まえ、政府の「ビジネスと人権」に関する一貫性のある政策の実施と、速やかなステークホルダーの関与するモニタリング体制の始動を期待しています。

ビジネスと人権 NAP の「措置」における第 1・第 2 共通要請事項の反映状況

ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会 ステークホルダー構成員一同

第 1 共通要請事項での要請項目	反映	反映の備考
■企業情報の開示		
【1】人権 DD 等の情報開示のガイダンス策定	×	該当記述なし。
【2】価値協創ガイダンスとの結びつきの明確化	×	該当記述なし。
【3】指針を示し好事例を提供する相談窓口の設置	×	該当記述なし。
【4】指針を示し好事例を提供するポータルサイトの設立	×	該当記述なし。
【5】情報開示義務化の継続検討と企業規模の考慮	×	該当記述なし。
■外国人労働者		
外国人労働者：技能実習制度		
【6】技能実習機構の機能強化・労働監督強化のための人的・経済的資源投入	△	「総合的対応策」施策番号 137～142、165～169 に関連する記述はみられるものの、NAP 自体には直接の記述なし。
【7】2 国間協定での債務負担をなくす措置	△	「総合的対応策」施策番号 29、33～38 等に関連する記述はみられるものの、NAP 自体には直接の記述なし。
【8】雇用管理指針に則った措置等の技能実習生への意識啓発	△	「PT 報告書」pp61-63 に関連する記述はみられるものの、NAP 自体には直接の記述なし。
【9】雇用管理指針に則った措置等の実習実施者への意識啓発・訓練	○	該当記述あり。
【10】中小企業の実習実施者への取り組み支援	△	「総合的対応策」施策番号 133、139、147、148 等について中小企業も含めて実施することの明記が必要。NAP 自体には直接の記述なし。
外国人労働者：特定技能		
【11】関係法令の厳正な運用のための人的・経済的資源投入	△	「総合的対応策」施策番号 15～28 に関連する記述はみられるものの、NAP 自体には直接の記述なし。
【12】十分な監督機能履行のための人的・経済的資源投入	△	
【13】職場移転の自由の保障	×	該当記述なし。
【14】2 国間協定での債務負担をなくす措置	△	「総合的対応策」施策番号 30、33～38 等に関連する記述はみられるものの、NAP 自体には直接の記述なし。
【15】関係企業への意識啓発と支援	○	該当記述あり。
外国人労働者：外国人の権利保護のための政策		
【16】人権 DD を含むサプライチェーン管理の促進	△	「業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権 DD に関する啓発」との記述があるが、外国人労働者に関わるサプライチェーン管理の促進として十分か不明。
【17】相談窓口の実効性確保：母語による相談の提供	○	該当記述あり。
【18】相談窓口の実効性確保：法律専門家との連携	×	該当記述なし。
外国人労働者：共生社会の実現		
【19】『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』の推進	○	該当記述あり。
【20】『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』の社会への発信	△	「総合的対応策」施策番号 4～6 は「総合的対応策」の発信が具体的に記述されていない。NAP 自体には直接の記述なし。
■人権デューディリジェンス及びサプライチェーン		
【21】OECD ガイダンスをベースとする人権 DD ガイドラインの策定	×	該当記述なし。
【22】人権 DD ガイドラインの利用促進ツールの提供	×	該当記述なし。
【23】強制労働に特化した人権 DD ガイドラインの策定	×	該当記述なし。
【24】児童労働に特化した人権 DD ガイドラインの策定	×	該当記述なし。
【25】人身取引に特化した人権 DD ガイドラインの策定	×	該当記述なし。
【26】人権 DD の取組みの事例収集とその普及による支援促進	△	「人権教育・啓発」には「人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰」との措置があるが、政府としての事例収集とは言えず、また人権 DD の取組み、企業と SH との対話、労使対話、SH 協働等を含む、「ビジネスと人権」の視点からの支援・促進となる担保がない。
【27】企業と SH との対話の事例収集とその普及による支援促進	△	
【28】ILO 多国籍企業宣言に基づく労使対話や SH 協働の事例収集とその普及による支援促進	△	
【29】人権 DD で明らかになった海外での課題の解決のための二国間・多国間枠組みでの対話	△	「国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大」での各措置には、海外における課題の解決に向けた具体的施策の記述がない。
【30】人権 DD で明らかになった海外での課題の解決のための制度整備支援	△	「途上国における法制度整備支援」との措置があるが、海外における課題の解決に向けた具体的施策の記述がない。
【31】中小企業向け人権 DD ガイドブックの作成	×	該当記述なし。
【32】中小企業の積極的取組みの収集と普及	×	該当記述なし。
【33】中小企業への適切な情報提供と必要な支援	△	「ポータルサイト構築を通じた中小企業への情報提供」や「中小企業を対象としたセミナーの実施」に関する措置の記述があるが、これらが「必要な支援」と言えるか不明。
【34】人権 DD とサプライチェーン上の取組みに関する相談窓口の設置	×	該当記述なし。
【35】人権 DD とサプライチェーン上の取組みに関する専門家紹介等の支援	×	該当記述なし。
【36】在外公館・関係省庁が連携して政策の一貫性を図ること	△	「政策の一貫性」が第 1 章で記述されているが、それを担保する具体的措置がない。

【37】ILO 多国籍企業宣言・OECD 多国籍企業行動指針の周知徹底	△	ILO 多国籍企業宣言及び OECD 多国籍企業行動指針の「周知を継続」するとの措置の記述があるが、継続だけで十分か不明。
■公共調達		
【38】人権尊重の取り組みの加点对象化の検討	×	該当記述なし。
【39】公共調達に関わる公務員への啓発・研修の実施	△	「人権教育・啓発」に「関係府省庁において実施する職員向け講義にて、「ビジネスと人権」の分野での取り扱いを検討していく」との措置があるが、公共調達に関わる公務員が対象として明確に特定されておらず、また「検討」との記述にとどまる。
【40】公共調達の苦情処理手続きを救済への実効的アクセスの観点から改善	△	「苦情処理手続きを含めた「ビジネスと人権」に関連し得る調達ルールの徹底」との措置の記述があるが、実効的アクセスの観点からの改善が含まれるか不明。
【41】地方自治体の公共調達の上記同様の取り組みへの支援	×	該当記述なし。
■救済へのアクセス		
【42】NCP の担当 3 省庁間の連携の強化・円滑化	○	該当記述あり。
【43】すべての当事者からの信頼を確保するための NCP の公平性・中立性の担保	△	「公平性と中立性の確保に努めつつ」との措置の記述があるが、従来の制度運用のギャップについての分析の記述がなく、当事者からの信頼の確保のために十分か不明。
【44】制度の認知度・理解を高めるための NCP の機能・プロセスについての広報活動	△	「引き続き広報活動を行う」との措置の記述があるが、認知度・理解のギャップについての分析の記述がなく、「引き続き」の広報で十分か不明。
【45】民間の苦情処理メカニズムの取り組みの認知の努力	○	該当記述あり。
【46】民間の苦情処理メカニズムの取り組みへの必要に応じた支援	△	「様々なステークホルダーが提供する取組について、その利用促進を図るため、周知等の支援を行う」との措置の記述があるが、必要十分な支援と言えるか不明。

第 2 共通要請事項での要請項目	反映	反映の備考
【47】省庁間の政策の一貫性の推進や調整を図るための政府機関の特定・会議体の設置	△	関係府省庁連絡会議の設置が記述されているが、目的、役割、構成等が文書等により明確にされていない。
【48】各具体的措置に責任を持つ省庁の特定	○	該当記述あり。
【49】指導原則の求めるビジネスと人権の保護、企業による尊重を直接担当する国内部署の参画	△	直接担当する国内部署が明らかになっていない。
【50】各具体的措置について、具体的な取組み事項、期限、KPI 等の特定と文書化	△	取組み事項の記述はあるが、期限、KPI 等が特定されていない。
【51】NAP 全体の効果を測定する KPI の策定	×	該当記述なし。
【52】NAP 実施に必要な関係団体との連携（政府関連機関、シンクタンク、国内外の経済団体及び労働組合組織、NGO/NPO、関連国際機関など）	△	具体的措置に一部記述がみられるが、限定的。
【53】NAP 実施に関する政府報告を行う定期会議の開催、政府による報告書の作成	△	NAP の実施状況を関係府省庁連絡会議で毎年確認するとの記述はあるが、報告書の作成については記述されていない。
【54】NAP 実施・モニタリングに必要となる予算の確保	△	明らかになっていない。
【55】ステークホルダーが参加した形でのモニタリングのための会議体の設置	○	該当記述あり。
【56】負の影響を受けるリスクの高い社会的に脆弱なグループを含む当事者及びその支援団体から意見を聴く手続の確保	×	該当記述なし。
【57】実施・モニタリングの成果をまとめた政府報告書の作成	×	該当記述なし。
【58】NAP 自体の影響評価に加え、人権への負の影響と既存の政策とのギャップ分析の実施	×	該当記述なし。諮問委員会での発言には含まれているが、NAP には記述されていない。パブリックコメントへの回答（「考え方」）にも記述されていない。
【59】NAP の改定プロセスにおけるステークホルダーの関与とその意見の反映	○	該当記述あり。
【60】COVID-19 によって明らかになった課題の十分な考慮	△	課題については簡潔な記述にとどまっている。
【61】COVID-19 によって明らかになった課題に指導原則に基づいて対処するための現実に即した方針の提供	△	課題について簡潔な記述にとどまっているうえ、対処のための現実に即した政府の方針が具体的に示されていない。

※ 「反映」欄の「○」「△」「×」は暫定的なものであり、解釈が異なり得るため、認識の一致のためには政府と SH 間のさらなる対話が必要です。

※ 「反映」欄の「△」には、別文書に関連する記述はみられるものの、NAP 自体には直接の記述がないもの、直接的な記述がないため要請内容を満たすか不明であるもの、等が含まれています。

※ 正確な理解のためには「ステークホルダー共通要請書」（2019 年 11 月 21 日）及び「NAP 原案更新版」を参照する必要があります。

※ 略記表現の説明

- 「総合的対応策」= 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 2 年度改訂版）
- 「PT 報告書」= 法務省 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム 調査・検討結果報告書（平成 31 年 3 月 28 日）
- 「SH」= ステークホルダー
- 「人権 DD」= 人権デューデリジェンス